

公募型プロポーザル参加表明書等に関する質問・回答

【灘放課後児童教室ほか運營業務委託】

番号	質問内容	回 答
1	提出書類に関して、複数教室参加をする場合は、ア～エの資料は参加する教室数必要でしょうか？	アからエまでの資料については、10部必要となりますが、参加する業務数に応じてご用意いただく必要はありません。 複数の業務に参加される場合は、参加表明書（様式第1号）の該当する業務全てにチェックを入れた上で、アからエまでの資料を10部提出ください。
2	1にて1部の提出で良い場合、ファイルにて閉じる際は、1つのファイルにまとめても宜しいでしょうか？	アからエまでの資料は、1つのファイルに閉じた上で、10部ご提出ください。
3	【参加表明書等の作成及び提出】の箇所で完納証明書の提出があるが原本は1枚であとは複製でも問題はないでしょうか？	岩国市税の滞納がないことの証明ができれば、複製でも構いません。
4	公募プロポーザル説明書の【参加資格】要件で、(4)の記載がありますが、JVで参加するのにあたり、1社が要件を満たしていれば問題ないでしょうか？	放課後児童健全育成事業には、法令等により当該事業の設備及び運営の最低基準が定められていることから、主として当該事業を行うこととなる構成員（放課後児童支援員及び補助員を雇用する者など）については、第二種社会福祉事業の運営実績が必要となります。 なお、(1)の要件についても、主として当該事業を行うこととなる構成員に対して必要となりますが、(2)、(3)及び(5)から(7)までの要件については、全ての構成員が要件を満たすことが必要であり、このため、事業者ごとに岩国市税の滞納がないことの証明が必要です。